新潟県選挙管理委員会規程第１号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年２月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（写真の掲載） **第54条**　公選法第167条第１項又は新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成30年新潟県条例第36号。以下「選挙公報条例」という。）第２条第１項の規定により県知事又は県議会議員の選挙において選挙公報を発行する場合には、候補者の写真を掲載するものとする。 ２　（略）	（写真の掲載） **第54条**　公選法第167条第１項の規定により県知事の選挙において選挙公報を発行する場合には、候補者の写真を掲載するものとする。 ２　（略）
（掲載文の申請） **第56条**　候補者が公選法第168条第１項又は選挙公報条例第３条第１項の規定による申請をしようとするときは、別記第34号様式に準じた申請書に県委員会の交付する別記第35号様式に準じた用紙（以下「原稿用紙」という。）１枚に記載した掲載文１通を添え、県委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前６ケ月以内に撮影した、無帽、正面向、上半身を撮影した手札型１葉（白黒のもの）とし、その裏面に党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。	（掲載文の申請） **第56条**　候補者が公選法第168条第１項の規定による申請をしようとするときは、別記第34号様式に準じた申請書に県委員会の交付する別記第35号様式の用紙（以下「原稿用紙」という。）１枚に記載した掲載文１通を添え、県委員会に提出しなければならない。この場合において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前６ケ月以内に撮影した、無帽、正面向、上半身を撮影した手札型１葉（白黒のもの）とし、その裏面に党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。
（掲載文の撤回又は修正） **第59条**　（略） ２　前項の規定による撤回又は修正の申請は、公選法第168条第１項又は選挙公報条例第３条第１項の期間内にしなければならない。	（掲載文の撤回又は修正） **第59条**　（略） ２　前項の規定による撤回又は修正の申請は、公選法第168条第１項の期間内にしなければならない。
（掲載順序のくじ） **第60条**　第45条の規定は、公選法第169条第６項又は選挙公報条例第４条第２項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじについて準用する。	（掲載順序のくじ） **第60条**　第45条の規定は、公選法第169条第６項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじについて準用する。
（掲載順序のくじの立会） **第61条**　第46条の規定は、公選法第169条第７項又は選挙公報条例第４条第３項の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「候補者	（掲載順序のくじの立会） **第61条**　第46条の規定は、公選法第169条第７項の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「候補者又は衆議院名簿届出政党等若し

又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。	くは参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。
（発行手続の続行） **第62条**　候補者が公選法第168条第１項又は選挙公報条例第３条第１項の規定により申請した後、候補者が死亡し又は候補者たることを辞した場合において既に選挙公報の発行の手続に着手したときは、その者の申請に係る掲載文の掲載を中止しないことがある。	（発行手続の続行） **第62条**　候補者が公選法第168条第１項の規定により申請した後、候補者が死亡し又は候補者たることを辞した場合において既に選挙公報の発行の手続に着手したときは、その者の申請に係る掲載文の掲載を中止しないことがある。
（掲載文の不返還） **第64条**　公選法第168条第１項又は選挙公報条例第３条第１項の規定によって提出された掲載文（写真を含む。）は、いかなる場合においてもこれを返還しない。	（掲載文の不返還） **第64条**　公選法第168条第１項の規定によって提出された掲載文（写真を含む。）は、いかなる場合においてもこれを返還しない。
（配布） **第65条**　選挙公報は、県委員会が市町村委員会に送付し、市町村委員会はこれを公選法第170条又は選挙公報条例第５条の規定による期日までに当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の属する世帯に対して、配布しなければならない。	（配布） **第65条**　選挙公報は、県委員会が市町村委員会に送付し、市町村委員会はこれを公選法第170条の規定による期日までに当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の属する世帯に対して、配布しなければならない。
第39号様式（第71条関係） （選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式） その１　（略） その２ （略） 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　㊞ （略） その３　（略）	**第39号様式**（第71条関係） （選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式） その１　（略） その２ （略） 何年何月何日執行新潟県知事選挙 候補者　㊞ （略） その３　（略）
第40号様式（第72条関係） （選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式） その１　（略） その２ （略） 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　（氏　名）　㊞ （略） その３　（略）	**第40号様式**（第72条関係） （選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式） その１　（略） その２ （略） 何年何月何日執行新潟県知事選挙 候補者　（氏　名）　㊞ （略） その３　（略）
第41号様式（第72条関係） （選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式） その１　（略） その２ （略）	**第41号様式**（第72条関係） （選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式） その１　（略） その２ （略）

新潟県選挙管理委員会　（氏　名）　㊞ 記 １　何年何月何日執行何選挙（何選挙区） ２・３　（略） その３　（略） **第42号様式の２**（第74条関係） （略） 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　㊞ （略） 備考 １～３　（略） ４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1)枚数 ア　新潟県議会議員選挙　16,000枚 イ　新潟県知事選挙　175,000枚 (2)　（略） **第44号様式**（第75条関係） （請求書の様式） その１　（略） その２ （略） １・２　（略） ３　何年何月何日執行何選挙（何選挙区） ４・５　（略）	新潟県選挙管理委員会　（氏名）　㊞ 記 １　何年何月何日執行新潟県知事選挙 ２・３　（略） その３　（略） **第42号様式の２**（第74条関係） （略） 何年何月何日執行新潟県知事選挙 候補者　㊞ （略） 備考 １～３　（略） ４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1)枚数 175,000枚 (2)　（略） **第44号様式**（第75条関係） （請求書の様式） その１　（略） その２ （略） １・２　（略） ３　何年何月何日執行新潟県知事選挙 ４・５　（略）

附　則

この規程は、公布の日から施行する。